

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">堺市障害者自立支援協議会 区障害者自立支援協議会運営要領</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 区協議会は、次の各号に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>委託相談支援事業者</u></li> <li>(2) 地域福祉課</li> <li>(3) 子育て支援室</li> <li>(4) 保健センター</li> <li>(5) 子ども相談所</li> <li>(6) 障害者更生相談所</li> <li>(7) こころの健康センター</li> <li>(8) 発達障害者支援センター</li> <li>(9) その他区協議会が適当と認める者</li> </ol> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成19年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">堺市障害者自立支援協議会 区障害者自立支援協議会運営要領</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 区協議会は、次の各号に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>区障害者基幹相談支援センター</u></li> <li>(2) 地域福祉課</li> <li>(3) 子育て支援室</li> <li>(4) 保健センター</li> <li>(5) 子ども相談所</li> <li>(6) 障害者更生相談所</li> <li>(7) こころの健康センター</li> <li>(8) 発達障害者支援センター</li> <li>(9) その他区協議会が適当と認める者</li> </ol> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成19年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>

